

指定居宅介護支援事業所 運営規程
社会福祉法人 光優会

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人光優会が開設する居宅介護支援光憂館（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下、「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護（予防）支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援 光憂館
- ② 所在地 岡山県総社市日羽4 5 6 番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 介護支援専門員：常勤職員1名以上とし、業務の状況に応じて増員する

なお、当該増員については非常勤の者を充てることができるが人員の配置については基準を遵守する。

介護支援専門員は、居宅要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間/休業日)

第5条 事業所の営業日/営業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
- (2) 休日：土、日、祝祭日および12月29日から1月3日の年末年始とする。
- (3) 提供時間：午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ①利用者の相談を受ける場所 利用者の自宅及び第3条に規定する事業所内等
- ②使用する課題分析表の種類 『課題分析標準項目』の23の情報項目を網羅した居宅介護支援 光憂館独自のものを使用する。
- ③サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅
- ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- ⑤モニタリングの結果記録 1か月に1回

2 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、利用者又はその家族に対し文書を交付し説明を行い理解を得るように努める。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、総社市及び倉敷市真備町

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）

②虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討

③その他虐待防止のために必要な措置

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）

第9条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第10条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

（1）採用時研修採用後1月以内

（2）虐待防止・身体拘束防止に関する研修年1回

（3）権利擁護に関する研修年1回

（4）認知症ケアに関する研修年1回

（5）介護予防に関する研修年1回

（6）感染症に関する研修年1回

（7）業務継続計画に係る研修年1回

（8）その他資質向上に係る研修を随時開催する

- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

本規程は、２０２１年６月１７日から施行する。

本規程は、２０２２年８月１日から施行する。

本規程は、２０２２年１０月１日から施行する。

本規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

本規程は、２０２３年５月１日から施行する。

本規程は、２０２４年４月１日から施行する